税理士等の懲戒処分制度

税理士

松　田　敬　一

目次

１　税務調査　税理士が受ける際の注意点　３ｐ～

２　税理士等の懲戒処分制度
30Ｐ～

税務調査
税理士本人が受ける際の注意点
（課税調査・実態確認・税理士法調査）

税理士が調査等を受ける場合

○　**実態確認**

税理士事務所の業務内容などの確認

→税務署の総務課（課長補佐）から連絡が来る

○　**所得税・消費税・源泉所得税等の課税調査**

税理士本人の所得税等の調査

→税務署の個人課税部門の統括官又は特別調査官（所得税等担当）から連絡が来る

（※税理士法人の法人税等調査も行われている）

○　**税理士法調査**

税理士に税理士法違反行為等が疑われる場合

→局の税理士専門官又は署の課長補佐から連絡が来る

実　態　確　認　①

○　目　的

実態確認は、税務署管内（税理士会支部）の税理士に広く接触することで、税理士業務の適正な運営の確保を図り、あるいは税務行政と税理士制度の円滑な運営に資することを目的とする。

○　根拠条文

財務省設置法第19条⇒⇒税理士業務の適正な運営の確保

○　担当者

税務署の税理士事務担当者（総務課の課長補佐等）

○　対象者

税務署の管内に事務所を有する開業税理士及び税理士法人の社員税理士等

○　実施件数

支部に属する税理士の人数によって決まる（年間最大25名程度）

○　実施方法

税理士事務所に臨場（２時間程度）する方法及び書面を送付して回答を求める方法を併用

実 態 確 認 ②

○　実態確認の対象となる税理士（選定基準等）

①　資料情報のある者
②　関与先名簿の提出がないなど、使用人や関与先の概況が不明である者
③　使用人や関与先の状況からみて、内部管理体制の整備など、税理士業務が適正に運営されているかどうかの確認を要する者
④　会計法人を経営している税理士で、会計法人との事業区分等を確認する必要がある者
⑤　関与先が大幅に増加している者
⑥　過去の指導事項等について、改善状況を確認する必要がある者
⑦　高齢で関与先を相当数有する者

○　具体的な確認事項

①　事務所の状況・事務所名称の表示、パソコン等の設置状況、登録地以外の事務所の有無等
②　業務の内容・・使用人の状況、関与先の状況、会計業務の委託の有無、帳簿作成の有無等
③　内部管理体制・服務規則や事務処理要領等の作成状況、使用人からの業務報告の状況等
④　綱紀監察関係・研修会等の受講状況
⑤　税理士からの意見・要望等

実 態 確 認 ③

○　指摘を受けがちな点

・業務処理簿を作成していない⇒⇒税理士法第41条違反
・事務所名称を表示していない（看板を設置していない）
・内部管理体制の不備（服務規程等の管理体制の不備）
・使用人に業務を任せっきりにしている（認証カードも預けっぱなし等）
・e-Taxお願いしますね！（特に相続税）

○　処　理

・軽微な税理士法違反行為が認められた場合
・改善すべき事項が認められた場合

} 署の課長補佐から行政指導（口頭による注意等）

所 得 税 等 調 査 ①

○　**調査件数**

署の規模（個人課税部門の部門数）にもよるが、年間1～５件程度が計画される。
所属税理士や税理士法人の社員税理士も調査対象となる場合もある。
（税理士法人の調査も行われている。）

○　**調査担当者**

個人課税部門の統括官又は特別調査官（所得税等担当）が調査を担当

○　**調査の主要項目（選定基準）**

- **無申告**
- **収入金額**
 相続税申告報酬やコンサル売上（現金、単発・遠隔地）等・期ずれ
- **必要経費**
 私的費用の付け込み（家事関連費、特に接待交際費）
- **会計法人等の同族会社との関係**
 収入金額や必要経費の振分けの適否、外注費等の必要性の有無・金額の適否等

所 得 税 等 調 査 ②

○ **調査における争点⇒⇒必要経費が調査の主体**

計上した必要経費が
- ・「業務遂行上必要か（業務に直接関連する費用か）」
- ・「その必要である部分を明らかに区分できるか」

○ **計上時の留意点**

「家事上の支出か業務関連経費か判断できない」として否認されているものが多い
領収証ごとに業務との関連性や必要性を記録に残しておくことが重要
（裁判でも、立証不足（証拠不足）として、必要経費性を否認されているものが多い）

○ **安易な妥協はしない**

経費否認に安易に応じると、後で痛い目にあうことがある
（税理士法上の調査⇒⇒懲戒処分へと進むケースも想定される！）

必要経費・家事関連費

（必要経費）

所法第37条　その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、又は雑所得の金額（中略）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るために直接要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費**その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用**（中略）の額とする。

（家事関連費等の必要経費不算入等）

所法第45条　居住者が支出し又は納付する次に掲げるものは、その者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。

一　**家事上の経費及びこれに関連する経費で政令で定めるもの**

二　所得税・・・

三　（以下省略）

家事関連費

（家事関連費）

所令第96条　法第45条第１項第１号に規定する政令で定める経費は、次に掲げる経費**以外**の経費とする。

一　家事上の経費に関連する経費の**主たる部分**が不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得を生ずべき**業務の遂行上必要であり、かつ、その必要である部分を明らかに区分できる場合**における当該部分に相当する経費

二　前号に掲げるもののほか、青色申告を提出することにつき税務署長の承認を受けている居住者に係る家事上の経費に関連する経費のうち、取引の記録等に基づいて、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき**業務の遂行上直接必要であったことが明らかにされる部分**の金額に相当する経費

所得税法基本通達45-2

令96に規定する「主たる部分」については、業務の遂行上必要な部分が50％を超えるかどうかにより判定する。

ただし、50％以下であっても、その必要な部分を明らかに区分することができる場合には、該必要である部分に相当する金額を必要経費に算入して差し支えない。

所 得 税 等 調 査（調査事例）

○　調査事例

- 自己の所得税の確定申告書を法定申告期限までに提出していなかった（無申告）
- 収入金額の一部除外、架空の経費を計上していた（重加算税賦課）
- 記帳や証票類の保存等が杜撰で、結果的に多額の申告漏れを生じさせた
- 家事費等の私的費用（**ゴルフ代**等）や支払事実を確認できない経費を計上していた
- 自己所有の不動産売却に係る譲渡所得の売上計上漏れや取得費等の計上誤り、不動産所得の必要経費の計上時期や減価償却費の計上誤りと等により、所得金額の申告漏れを生じさせた
- 関与先からの税理士報酬の一部を、自己が主宰する法人の売上として計上することにより多額の申告漏れを生じさせた

必要経費否認事例

税務調査でよく問題となる「交際費」

・交際費に該当するか否かではなく、必要経費に該当するか否かが問題となる
（必要経費か家事関連費か）
・必要経費⇒⇒**事業の業務に直接関連する経費**であることが必須
・得意先や仕入先など事業に関係する者のために支出した経費か否かが重要な判断材料

・否認されるケース（例）・・・税理士仲間とのゴルフ代や懇親会費

・ゴルフ中の情報交換などで、税理士としてのスキルの向上や顧客の獲得につながるようなことがあったとしても、**「客観的に見てそれが当該事業の業務と直接の関係を持ち、かつ、業務の遂行上必要な支出である」**とは言えない。

・家事費が含まれていると認められる場合において、業務に必要な部分が明らかに区分されていない

必要経費否認に関する裁判例①

概要

飲食業を営む個人事業者
飲食店の客の接待用のモーターボートを所有
上記ボートに係る保証金や保管料等の費用を必要経費に算入して確定申告
原処分庁は、これらの費用は必要経費に算入できないとして更正処分

水戸地裁S58.12.13

必要経費として控除されるためには、「**それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な支出であることを要する**」。
原告において、必要経費に該当することをある程度合理的に推測させるに足る具体的立証を行う必要がある。
たとえ、当該ボートが飲食店の顧客を乗せるものであって、原告が楽しむものでないとしても、**飲食店の営業とボートの所持及び管理に要する支出とが、客観的にみて直接関連するものとは到底認めがたく**、他に当該支出が必要経費であるとする立証はない。

ポイント！

必要経費と認められるためには…
運航簿（乗船した顧客の氏名等を記録したもの等）を作成し、使用状況を確認できる状態にしておくなど、個人的な趣味のためのものではないことを証拠化する。
「従業員の福利厚生のため」と主張する場合は、「利用規定」等を作成し、全従業員が公平に利用できる状況にしておく。

必要経費否認に関する裁判例②

概要

司法書士業を営む個人事業者
接待交際費、損害保険料（ゴルファー保険）、組合費等を必要経費に計上し確定申告
原処分庁は、これらの費用は必要経費に算入できないとして更正処分

広島地裁H13.10.11

必要経費として控除されるためには、**「それが事業活動と直接の関連を持ち、事業の遂行上必要な費用でなければならない。」**
法37①の「その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用」にいう「業務について」とは、直接に関連しての意味に限定して解するのが相当である
原告が主張する接待の目的及び相手方は、大別すると、①実際の取引とは関係ない者に対し、将来の受注ないし顧客の紹介を期待してのもの、②同業者等の情報交換の場を設定するためのものになるところ、これらいずれもが、その目的及び相手方に照らし、**原告の業務遂行に直接関係を有し、必要な支出であると認めることはできない**ものであるか又は一部そのような関連性、必要性を具備するものであっても、主たる部分において関連性、必要性を有し、かつ、**その部分が明らかであるとはいえない。**

ポイント！

原告の立証不十分（証拠不足）を主な理由として必要経費性を否認している。
「直接性」がいかなるものなのかの説明はない。
業務に必要があることを証明するために、でき得る限りの証拠（接待する必要性、接待の状況、人数、金額等を明確に記録しておく）を残すことにより、税務調査段階で認められる場合もあるのではないか。

必要経費否認に関する裁判例③

<参考>　平成26年1月17日最高裁不受理事件（弁護士会役員事件）

概要

弁護士業を営む個人事業者
弁護士会役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を個人の事業所得の計算上必要経費に算入し、所得税の確定申告
原処分庁は、これらの費用を必要経費に算入できないとして更正処分

※ 原告が必要経費に算入した費用等

① 所属する弁護士会や他の弁護士会との公式行事後の懇親会の会費
② 弁護士会の業務に関係する他の団体との協議会後の懇親会の会費
③ 自らが構成員である弁護士会の機関の会議後の懇親会の会費
④ 会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会の委員等との懇親会の費用
⑤ 懇親会後の二次会の会費
⑥ 新年会、忘年会、執行部会後の懇親会に関する費用
⑦ 所属する弁護士会の会長選挙に立候補した際に支払った「納付金」
⑧ 日弁連副会長選挙に立候補した際の「日弁連副会長選挙対策費用」及び「立候補写真撮影料」

必要経費否認に関する裁判例③

● 第1審（東京地裁H23.8.9判決⇒原処分を適法と判断）

・必要経費該当性について、「**所得を生ずべき事業と直接関係し**、かつ、当該業務の遂行上必要であることを要する。」

・弁護士会の活動等から生じる成果は、当該活動を行った弁護士個人に帰属するものではなく、弁護士会や日弁連ひいては弁護士会等全体に帰属するものと解される。

・原告の各支出については、「これらが弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関連して支出された必要経費であるということはできない。」

必要経費否認に関する裁判例③

● 第2審（東京高裁H24.9.19判決）

必要経費該当性の判断基準を
「**事業を生ずべき業務の遂行上必要であること**」に変更

・ 事業の業務と直接関係を持つことを求めると解釈する根拠は見当たらない。
・ 弁護士として行う事業所得を生ずべき業務の遂行上必要な支出であれば、事業所得の一般対応の必要経費に該当するということができる。
・**弁護士会等の活動は、弁護士に対する社会的信頼を維持して弁護士業務の改善に資するものであり、弁護士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である弁護士がいわば義務的に多くの経済的負担を負うことにより成り立っているものである。**
・弁護士会等の役員等として出席した懇親会等の費用については、その額が 過大であるとは言えないときは、社会通念上、その役員等の業務の遂行上必要な支出であったと解するのが相当である。

必要経費否認に関する裁判例③

○ 必要経費算入を認めた費用

① 所属する弁護士会や他の弁護士会との公式行事後の懇親会の会費
② 弁護士会の業務に関係する他の団体との協議会後の懇親会の会費
③ 自らが構成員である弁護士会の機関の会議後の懇親会の会費
④ 会務の執行に必要な事務処理をすることを目的とする委員会の委員等との懇親会の費用
⑦ 所属する弁護士会の会長選挙に立候補した際に支払った「納付金」

○ 必要経費算入を認めなかった費用

⑤ 懇親会後の二次会の会費
⇒懇親会に出席すれば業務遂行上の必要性は満たされる
二次会は、個人的な知己との交際や旧交を温めるための支出と認められる
仮に業務の遂行上必要な部分が含まれていたとしても、その部分を明らかに区分できない

⑥ 新年会、忘年会、執行部会後の懇親会に関する費用
⇒公式行事に関するものではないなど、必要経費に該当する要件を満たしていない

⑧ 日弁連副会長選挙に立候補した際の「日弁連副会長選挙対策費用」及び「立候補写真撮影料」
⇒立候補するために不可欠な費用とは言えない。

必要経費否認に関する裁判例③

●国側の上告受理申立て理由

（※上告受理申立て⇒法律解釈の違反や最高裁判例や高裁判例と相反する判断等がある場合に行う）

・所法37の解釈を誤ったものであり、これまでの高裁判決と相反する
・弁護士としての事業所得を生ずべき事業に該当する活動において支出されたものではないし、その業務を遂行する上で必要なものとも言えない。

●不受理決定（最高裁H26.1.17決定）

不受理決定の意義
　最高裁は、申し立てられた事件について、何の判断もしていないため、当該事件について、最高裁判例としての意義はないとされている。

※ 国税庁は、高裁判決に対し、「本判決はあくまで事例判断であり、**事業所得の金額の計算上必要経費に算入される支出の取扱いが変更されるものではない**」旨の見解を出している。

必要経費否認に関する裁判例③

本決定の影響

　最高裁判決としての意義はないにしろ、高裁判決は確定していることから、今後の判断にも影響があるのではないかと思料する

●税理士会の役員等

・税理士会についても、強制入会制度がとられており、税理士会の活動は、税理士等がその使命を十分に果たし、義務を守り、税理士業務の改善進歩に資するものであり、税理士として行う事業所得を生ずべき業務に密接に関係するとともに、会員である税理士が義務的に多くの経済的負担を負っているという点に関しては、高裁判決に示すことと変わりがないといえる。
・したがって、税理士会の役員等が会務に関して支出する費用等についても、個別の支出内容や金額などによって、税務調査の際などに、必要経費算入の可否の判定が行われることも考えられる。

同族会社に対する外注費等の支払

○　**同族法人に対する外注費の支払い**

同族法人への外注費の支払い等については、税務調査の恰好のターゲットになる！
①必要経費に該当するか⇒②同族会社の行為計算の否認の対象かの二つのハードル

①　**必要経費に該当するか？**

次のイ及びロの要件を両方とも満たすものが必要経費として認められる。

イ　事業所得を生ずべき業務と合理的な関連性があること（関連性要件）

ロ　当該業務の遂行上必要であること（必要性要件）

②　**同族法人の行為計算の否認の対象か？**

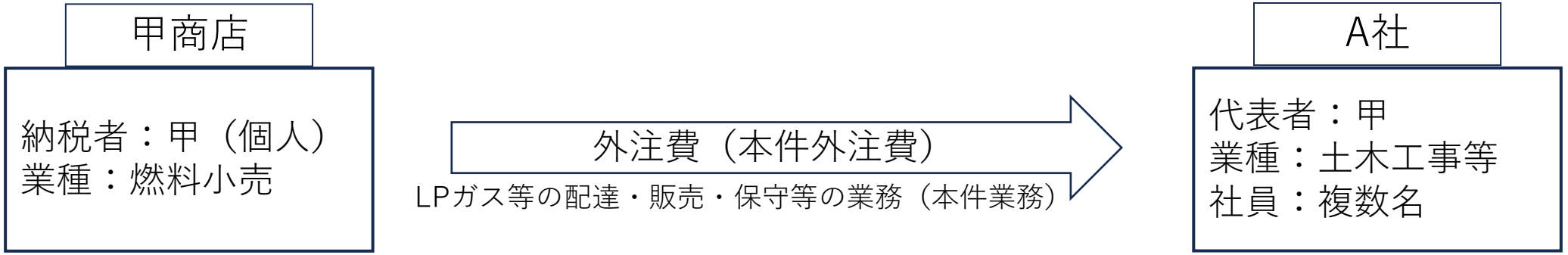
取引金額が適正であるか否か、同族法人だから起こり得るような税負担の減少になっていないか

○　留意点

・個人、法人で事業目的が重ならないようにする
・法人固有の従業員を置く、個人・法人の業務分担を明確にする
・契約書等を作成する（取引金額は世間一般的なものにする）

同族法人に対する外注費否認に係る裁判例

○ R元.7.16最高裁決定事件



○　事実関係
- 甲は、A社の従業員として本件業務に従事していた。
- A社には複数の社員がいたが、本件業務に従事していたのは甲のみであった。
- 甲は、本件業務を甲個人の車両を用いて、自己の費用で遂行していた。
- 本件業務の委託に関しては、契約書等は作成されておらず、明確な合意や取決めはなかった。
- A社の定款の目的には、本件業務の内容は含まれていなかった。

○　税務署の判断

「本件外注費を必要経費に算入することは、事業経営者自身に対する報酬を必要経費として認めることと等しい効果があり、また、甲の所得税の負担を不当に減少させる効果となる」として、所得税の更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を行なった。（**同族会社の行為計算の否認：所法157①**）

同族法人に対する外注費否認に係る裁判例

○　裁判所の判断（H30.4.19大阪地裁）

・　事業所得の金額の計算上必要経費として控除されるためには、当該支出が事業所得を生ずべき業務と合理的な関連性を有し（関連性要件）、かつ、当該業務の遂行上必要であること（必要性要件）を要すると解するのが相当である。

・　本件外注費が支払われたという形式及び外観が存在するものの、その実質は、甲が自ら甲商店の事業主として業務を遂行する一方で、本件取決めに基づく取扱いを継続することにより、本来支払う必要のない事業主自身の労働の対価を「本件外注費」としてA社に支払っていたものと言わざるを得ない。

・　個人事業主と同族会社の代表者を兼務する者の場合、事業主自身が従事する業務を会社に外注し、その外注費を支払うことにすれば、本来は必要経費に算入することのできない事業主自身の労働の対価を、個人事業の必要経費とすることができることとなり、ひいては、税額の自由な操作を許すことになりかねないのであって、租税法の根本原理に反する不合理な結論となることは明らかである。

・　以上によれば、本件外注費は、社会通念上、甲商店の業務の遂行上必要であるとはいえず、必要経費該当性の判断基準における**必要性要件を欠く**ものと認められるから、甲の事業所得に係る必要経費には該当しないというべきである。

・　本件外注費が必要経費に該当しない以上、本件取引が所得税法第157条第１項による同族会社の行為計算の否認の対象となるかについては、判断する必要がない。

※H30.11.2大阪高裁、R元.7.16最高裁決定においても、同様の判断がなされ、甲の敗訴が確定している。

税 理 士 法 調 査 ①

○ **目的**
税理士法違反行為又は事実があると認められる税理士等に対して、**懲戒処分を視野**に入れて行う

○ **根拠条文**
税理士法第55条第１項

誰から連絡が来るかが問題！

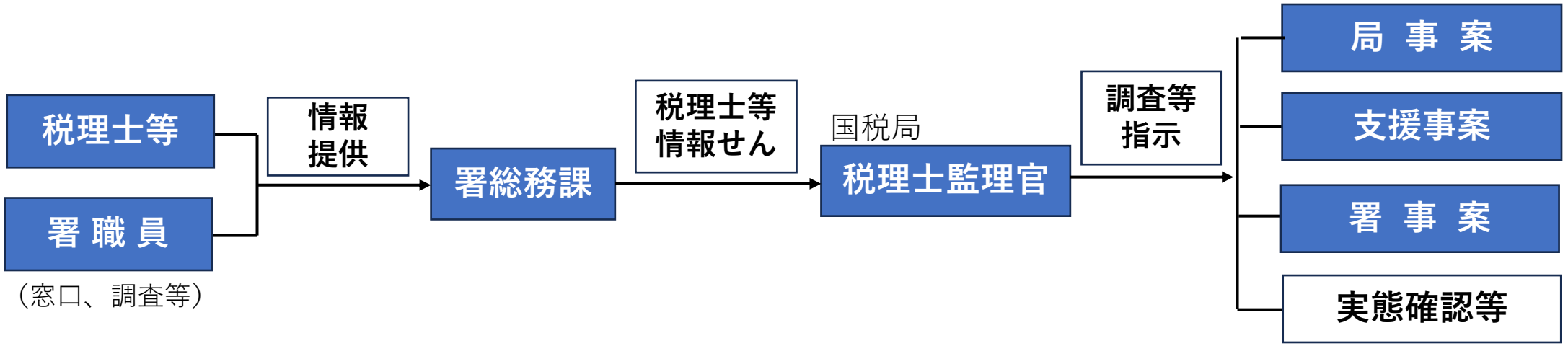
○ **調査態様、担当者**
・局事案・・・局配置の税理士専門官が主体となって実施

・支援事案・・税理士専門官の支援を得て、署の税理士事務担当者（課長補佐等）が主体となって実施

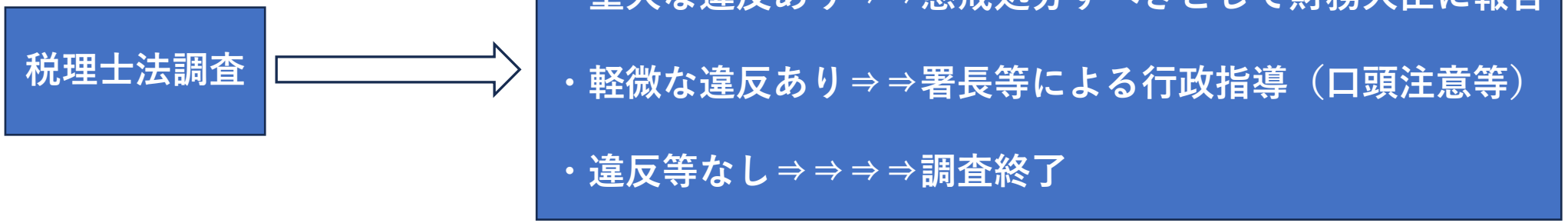
・署事案・・・署の税理士事務担当者が主体となって実施

税 理 士 法 調 査 ②

○調査までの流れ



○処理



税 理 士 法 調 査 ③

○ **調査事例（無申告→所得税等調査→申告義務あり→期限後申告→情報せん→税理士法調査→懲戒処分）**

①「申告してもどうせ還付だから・・・」との認識で所得税について５年分連年無申告

② **所得税調査**・・申告義務があることを確認（申告しなかったことにやむを得ない理由なし）
⇒５年間分期限後申告（無申告加算税の賦課決定処分）

③**調査担当者**・・「税理士等情報せん」を作成・回付

④ **税理士法調査**・・・法37違反（信用失墜行為：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

懲戒処分の量定・・戒告又は２年以内の税理士業務の停止
量定の判断要素・・申告漏れ所得金額等の額
※消費税も無申告だった場合は、申告漏れ消費税額により判断した量定をプラス！

⑤「懲戒処分相当」として財務大臣に報告→→「国税審議会」で審議

⑦ 懲戒処分・・・官報公告、国税庁HPに公表（処分の期間中掲載される）

税 理 士 法 調 査 ④

○　調査事例（所得税等調査→申告漏れ等あり→修正申告→情報せん→税理士法調査→懲戒処分）

①　所得税調査

A　売上計上漏れや家事費の付け込みを把握

B　収入金額の一部を除外を把握

事実確認・証拠資料の収集（質問応答記録書の録取等）

⇒修正申告（過少申告加算税・重加算税の賦課決定）

②　調査担当者・・「税理士等情報せん」を作成・回付

③　税理士法調査・・事実関係の確認・証拠資料等の収集・質問応答記録書の作成等

A法37違反（過少申告加算税対象→信用失墜行為：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

B法37違反（重　加　算　税　対　象→信用失墜行為：自己脱税）

懲戒処分の量定・・２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
量定の判断要素・・不正所得金額等の額

税 理 士 法 調 査 ⑤

○　調査事例（法人税等調査→税理士の不正加担あり→情報せん→税理士法調査→懲戒処分）

① **法人税等調査**
売上除外・架空経費の計上等に税理士等が加担していた事実を把握
（税理士から質問応答記録書を録取）
法人税等の修正申告提出（過少申告加算税・重加算税の賦課決定処分）

② 調査担当者・・「税理士等情報連絡せん」を作成・回付

② **税理士法調査**・・・事実関係の確認・証拠資料等の収集・質問応答記録書の作成等
法45①該当（故意による不真正税務書類の作成）



懲戒処分の量定・・６月以上２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
量定の判断要素・・不正所得金額等の額

法45②該当（過失による不真正税務書類の作成）



懲戒処分の量定・・戒告又は２年以内の税理士業務の停止
量定の判断要素・・申告漏れ所得金額等の額

税理士等の懲戒処分制度

税理士等の懲戒処分制度の概要

税理士法は、税理士が、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという、社会的使命を規定するとともに、税理士又は税理士法人でない者は税理士業務を行ってはならないこととし、税理士業務を税理士及び税理士法人の独占業務（「無償独占」）として法的保護を与えている。

このような法的保護が与えられている反面、税理士業務の執行が、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、税理士には税理士業務を執行するに当たり、秩序の保持が強く要請されている。税理士制度における懲戒処分は、これを保障するための監督上の行政処分である。（**処分権者：財務大臣**）

税理士等に対する懲戒処分に当たって、処分の量定の判断要素、範囲等の考え方について、財務省告示により、懲戒処分等の考え方を公表している

税理士等の懲戒処分制度の概要

○　懲戒処分の種類（法44）

①　戒　告

本人の将来を戒める旨の申渡しをする処分
処分を受けた税理士の税理士資格や税理士業務にはなんらの制約も受けない

②　2年以内の税理士業務の停止

税理士業務を行うことを一定期間（月単位）やめることを命ずる処分
税理士登録は抹消されないが、停止期間内は一切の税理士業務を行うことができない
（税理士証票返還（法28①後段）、看板等の除去、税理士名の入った名刺等の使用禁止）

③　税理士業務の禁止

税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分
税理士としての欠格条項に該当し、処分を受けた日から３年を経過するまで税理士となる資格を有しない（法４⑥）
その結果、**税理士登録が抹消**され、税理士会を退会することになる

税理士等の懲戒処分制度の概要

○　懲戒を受けるべきであったことについての決定（法48）

※　税理士法上の調査や懲戒処分の対象は税理士に限られるため、脱税等に関与した税理士が懲戒処分前に自主廃業して懲戒処分を免れるいわゆる「懲戒逃れ」に対応するため、令和４年の税理士法改正時に法第48条を創設し、「懲戒逃れ」の対応策が措置された。
　同時に、登録を抹消した元税理士に対する質問検査権を行使できるよう、法第55条第２項を創設。

税理士法
第48条　財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条又は第46条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる（以下略）。

①　２年以内の税理士業務の停止の処分を受けるべきであったことについての決定を受けた者
税理士の登録拒否事由に該当し、その決定を受けた日から税理士業務を停止すべき期間を経過しない者は税理士の登録を受けることができない（法24⑥）

②　税理士業務の禁止の処分を受けるべきであったことについての決定を受けた者
税理士としての欠格条項に該当し、その決定を受けた日から３年を経過するまで税理士となる資格を有しない（法４⑦）

懲戒処分事由

○法45（脱税相談等をした場合の懲戒）

1項（故意による不真正税務書類の作成）

要件：税理士が、**故意に事実に反して**税務代理若しくは税務書類を作成したとき
又は法36（脱税税相談の禁止）の規定に違反する行為を行ったとき
※「故意」とは、事実に反し又は事実に反するおそれがあることを認識して行うことをいう（税理士法基本通達45-1）

量定：2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

２項（過失による不真正税務書類の作成）

要件：税理士が、**相当の注意を怠り**、法45条第１項に規定する行為を行ったとき
※「相当の注意を怠り」とは、職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう（税理士法基本通達45-2）

量定：戒告又は２年以内の税理士業務の停止

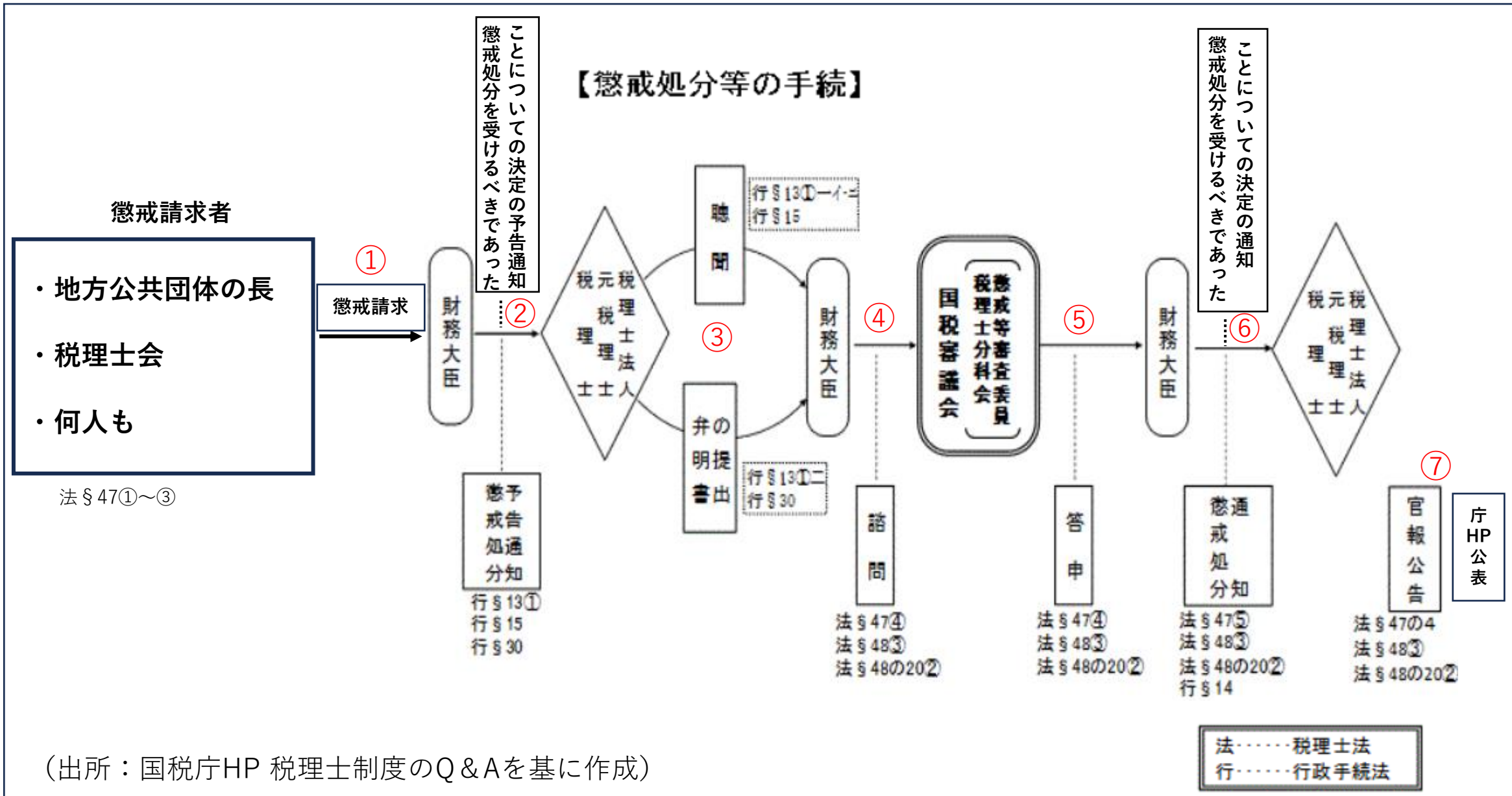
懲戒処分事由

〇法46（一般の懲戒）

①**添付書面の虚偽記載等**（法33の2①又は②）
② **信用失墜行為の禁止**（法37）
- 自己脱税
- 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
- 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し
- 調査妨害
- 業務け怠
- 税理士会の会費の滞納
- その他反職業倫理的行為

③ **非税理士に対する名義貸し**（法37の2）
④ **秘密を守る義務違反**（法38違反）
⑤ **帳簿作成の義務違反**（業務処理簿：法41）
⑥ **使用人等に対する監督義務違反**（法41の2）
⑦ **業務の制限違反**（法42違反）
⑧ **税理士業務の停止処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき**（法46）
⑨ **上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき**（法46）

懲戒処分手続



（出所：国税庁HP 税理士制度のQ＆Aを基に作成）

懲戒処分の考え方等

○　**懲戒処分の考え方を公表**

平成20年３月31日財務省告示第104号

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の規定に基づく税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。（最終改正：令和５年財務省告示第49号）

○　**公表内容**

１　量定の判断要素及び範囲
２　税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士に対する懲戒処分
３　不正行為の類型の異なるものが２以上ある場合
４　税理士業務等の停止期間
５　税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定
６　量定の考え方

懲戒処分の考え方等

1　量定の判断要素及び範囲

量定の判断に当たっては、不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、次の点を総合的に勘案し、決定する

① 不正行為の性質・態様・効果等　② 税理士の不正行為前後の態度　③ 懲戒処分等の前歴
④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響　⑤ その他個別事情

2　税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士に対する懲戒処分

①税理士又は税理士法人の使用人等が不正行為を行った場合

税理士が認識していた	⇒	使用者税理士がその不正行為を行ったものとして懲戒処分
税理士が認識できなかったことに相当の責任が認められるとき	⇒	使用者税理士が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分
上記以外で税理士の監督が適切でなかったと認められるとき	⇒	使用人に対する監督義務（法41の2）規定に違反したものとして懲戒処分

懲戒処分の考え方等

2　税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士に対する懲戒処分

②税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合

他の社員税理士が認識していたとき	⇒	他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分
社員税理士が認識できかったことに相当の責任が認められるとき	⇒	他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分

3　不正行為の類型の異なるものが２以上ある場合

それぞれの不正行為の類型について算定した量定を合計したものを基本とする

4　税理士業務等の停止期間

１月を単位とする

5　税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定

上記１～４までの規定は、税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについて準用する

懲戒処分の考え方等

（出所：国税庁HP 税理士制度のQ＆Aを基に作成）

6　不正行為の類型ごとの量定の考え方（税理士に対する量定）

対象行為			法規定	判断要素	量定					違反行為の事例等
					戒告	６月	１年	２年	禁止	
法45（不真正書類の作成等）		①第１項（故意）	２年以内の停止又は禁止	税理士の責任を問い得る「不正所得金額」			６月以上	→		顧問先の脱税に積極的に加担
		②第２項（過失）	戒告又は２年以内の停止	税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額」	←	→	→	→		職業会計人としての注意を払えば防げた
③法33の２の虚偽記載			戒告、２年以内の業務の停止又は禁止	虚偽記載の件数、虚偽の程度	←	→	→			法33の２の添付書面に虚偽の事実を記載
法又は法に基づく命令違反	法37（信用失墜行為）	④自己脱税（重加）		不正所得金額等		←	→	→	→	収入除外、架空経費の計上等
		⑤多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）		申告漏れ所得金額等	←	→	→	→		無申告、自己が主宰する法人の申告漏れ
		⑥調査妨害		行為の回数、程度		←	→	→	→	（処分事例はほとんどない）
		⑦名義貸し		貸人数、作成件数、期間、対価		←	→	→	→	業務停止中の税理士が作成した申告書に署名
		⑧業務懈怠		―	←	→	→			顧客から依頼された申告書の作成を失念
		⑨会費滞納		―	←	→				長期間にわたる税理士会会費の滞納
		⑩その他反職業倫理的行為		―	←	→	→	→	→	不正還付、顧客の納税資金を横領
	⑪法37の２（名義貸し）			貸人数、作成件数、期間、対価		←	→	→	→	非税理士が作成した申告書に署名
	⑫法38（守秘義務）			―		←	→	→	→	顧客の情報の漏洩（居酒屋で大声で話す）
	⑬法41（帳簿作成義務）			―	←	→				業務処理簿の作成を怠る
	⑭法41の2（使用人監督義務）			―	←	→	→			使用人が顧問先の不正に加担していたことを見逃す
	⑮法42（業務の制限）			税務代理件数、作成件数、相談件数		←	→	→	→	OB税理士が退職後１年以内に、退職前に所掌していた納税者の税務代理を行った
	⑯業務停止処分違反			―					← →	業務停止中の税理士が税理士業務を行った
	⑰その他			―	←	→	→	→	→	上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反

懲戒処分の考え方

（出所：国税庁HP 税理士制度のQ＆Aを基に作成）

6　不正行為の類型ごとの量定の考え方（税理士法人に対する量定）

対象行為		法規定	判断要素	量定					違反行為の事例等
				戒告	６月	１年	２年	解散	
法又は法に基づく命令違反	①　法人固有の手続規定（法48の10、法48の13、法48の18、法48の19）	戒告、２年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散	ー	←					成立の届出、定款の変更・解散・合併の届出をしなかった
	法37（信用失墜行為）　②自己脱税（重加）		不正所得金額		←			→	収入除外、架空経費の計上
	法37（信用失墜行為）　③多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（過少）		申告漏れ所得金額等	←			→		無申告、売上金額の計上漏れ
	法37（信用失墜行為）　④会費滞納		ー	←					長期間にわたる税理士会会費の滞納
	⑤法41（帳簿作成義務）		ー	←					業務処理簿の作成を怠る
	⑥法41の2（使用人監督義務）		ー	←		→			使用人が顧問先の社長の所得税の申告書を作成していたことを見逃す
	⑦業務停止処分違反		ー					←	業務停止中にもかかわらず税理士業務を行う
	⑧その他		ー	←				→	
運営が著しく不当	⑨社員税理士に法45、法46に規定する行為		社員税理士の量定	←				→	社員税理士が顧問先の不正に加担
運営が著しく不当	⑩その他			←				→	

懲戒処分の状況

○　最近の懲戒処分の状況

（単位：件）

会計年度	平成29	平成30	令和元	令和２	令和３	令和４	令和５	令和6年6月
処分件数	38	51	43	22	21	13	38	38
禁　　止	7	9	14	4	5	4	5	5
停　　止	31	42	29	18	16	9	33	33
戒　　告	0	0	0	0	0	0	0	0

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

○　懲戒処分の公告

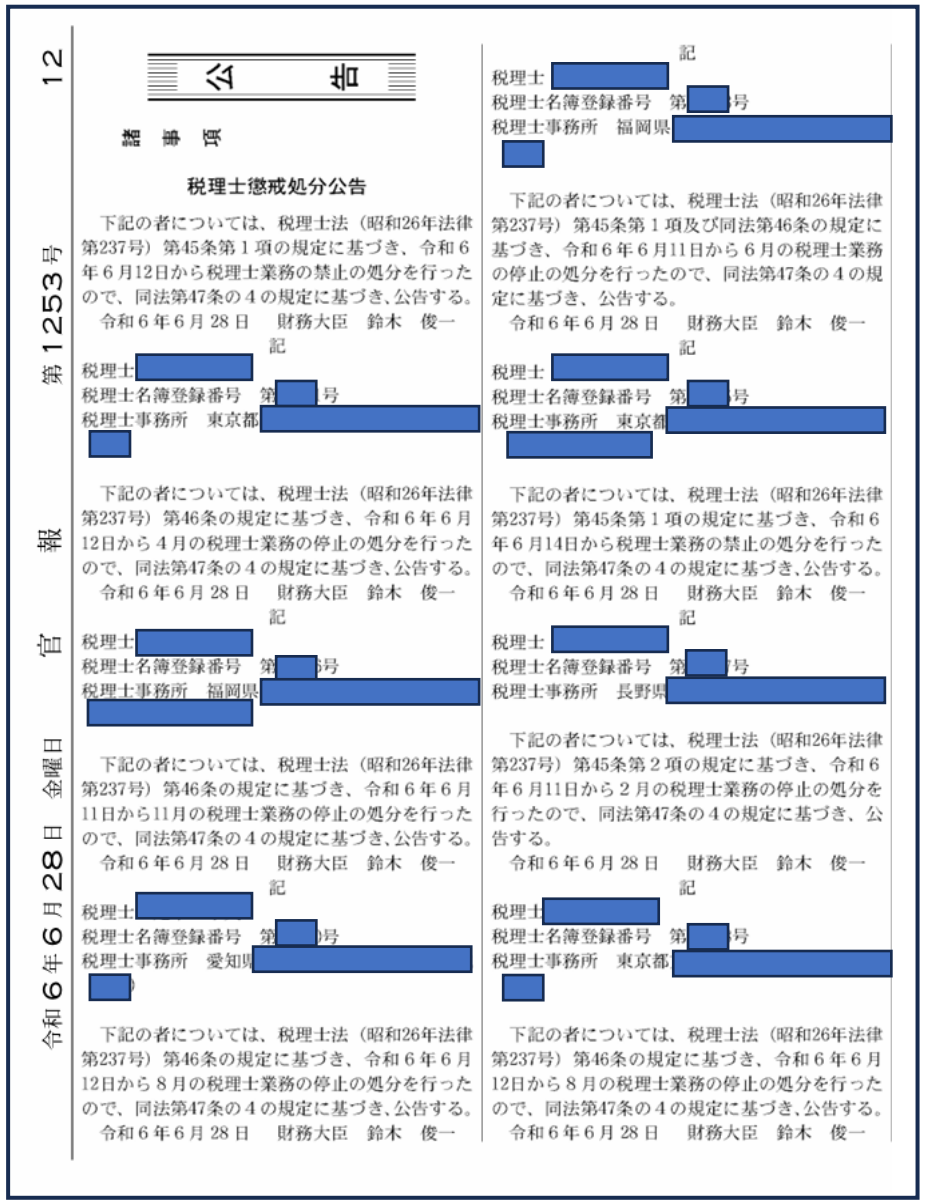
官報及び国税庁HPに懲戒処分を受けた税理士の氏名、登録番号、事務所所在地、処分内容等が公表される。

官報⇒⇒処分時のみ（国立印刷局HPでは無料で90日間閲覧できる）
国税庁HP⇒⇒処分の期間中継続して掲載される！

懲戒処分の公表

○ 官報





（出所：国立印刷局HPを基に作成）

懲戒処分の公表

○ 国税庁HP



クリック



（出所：国税庁HPを基に作成）

懲戒処分の状況（R6.3.31以前分）

○　**R6.5.20現在、税理士32名・税理士法人1社が国税庁HPに掲載されている**

●違反行為別の件数

条文	違反行為		延べ件数
法45①	不真正税務書類の作成		11
法37	自己脱税		1
	多額かつ反職業倫的自己申告漏れ	無申告	10
		主宰法人に振り分け	1
		意図的な過少告	1
		経費過大計上	2
	業務停止処分違反		2
	業務懈怠		1
	その他の反職業倫理的行為		3
法37の2	非税理士に対する名義貸し		4
法41	帳簿作成義務違反		5
合　　計			41

●量定別の件数

量定		件数
税理士業務の禁止		14
税理士業務の停止	2年	4
	22月	1
	20月	1
	19月	4
	18月	1
	13月	1
	12月	1
	11月	1
	9月	1
	7月	3
	5月	1
合計		33

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分の状況（R6.6処分）

○　令和6年6月に懲戒処分が行われ、国税庁HPで公表されている

●国税局別件数

国税局等	件　数
札　幌	1
仙　台	0
関東信越	4
東　京	16
金　沢	1
名古屋	5
大　阪	6
広　島	0
高　松	0
福　岡	2
熊　本	2
沖縄（事）	1
合　計	38

東海会：2件
名古屋会：3件

※ 税理士法人の処分はない

●違反行為別件数（延べ）

該当条文	違反行為		件数	
法45①	故意による不真正税務書類の作成		11	(内1)
法45②	過失による不真正税務書類の作成		3	
法37	自己脱税		1	
	多額かつ反職業倫理的自己申告漏れ	無申告	11	(内2)
		収入等の漏れ	2	(内1)
		必要経費過大計上	3	
		源泉所得税未納	2	(内2)
		その他	1	
	業務停止処分違反		1	
	業務懈怠		3	
	業務停止中の税理士に対する名義貸し		1	
法37の2	非税理士に対する名義貸し		5	(内1)
法41	帳簿作成義務違反		13	(内1)
合　計			57	(内8)

（注）件数欄の内書きは、名古屋国税局管内の税理士の件数を示す（右の表も同じ）。

●量定別件数

量定		件数	
禁止		5	(内１)
停止	2年	3	
	19月	1	
	17月	1	
	15月	2	
	13月	3	
	12月	2	
	11月	4	(内2)
	10月	2	
	9月	1	
	8月	4	(内１)
	7月	3	(内１)
	6月	2	
	4月	2	
	2月	3	
合計		38	(内5)

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　故意による不真正税務書類の作成（法45①）
　税理士甲は、関与先であったAの所得税の確定申告に当たり、同人の依頼により、売上金額及び必要経費を減額し、所得金額を調整することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。
　また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

⑵　帳簿作成義務違反（法41）
　税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲
法45①【要素】税理士の責任を問い得る「不正所得金額」等の額
【範囲】６月以上の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
法41　【範囲】戒告

3　処分の内容
税理士業務の禁止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　故意による不真正税務書類の作成（法45①）

税理士甲は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、売上の一部を減額し、架空の必要経費を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

⑵　信用失意行為（法37：その他の反職業倫理的行為）

税理士甲は、関与先であるAの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるよう課税売上金額を減額し、消費税及び地方消費税の申告義務がないかのように装い無申告とさせることによって、不正に消費税及び地方消費税の申告漏れを生じさせた。

2　量定の判断要素及び範囲（法45①）

【要素】税理士の責任を問い得る「不正所得金額」等の額

【範囲】６月以上の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容

税理士業務の禁止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　故意による不真正税務書類の作成（法45①）

税理士甲は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の記帳代行を行うBを通じて、A社の代表者であるCの求めに応じ、事実に反する恐れがあることを認識していながら、架空の支払手数料を計上すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

（※令和６年３月31日以前の事例）

2　量定の判断要素及び範囲（法45①）

【要素】税理士の責任を問い得る「不正所得金額」等の額

【範囲】６月以上の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容

税理士業務の禁止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　過失による不真正税務書類の作成（法45②）

税理士甲は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、税理士甲の使用人であるBが、同社の売上の一部を除外し、また、架空の業務委託費を計上していたにもかかわらず、当該取引に係る内容や請求書等の証ひょう類の確認を行わずこれを見逃すなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に反する申告書を作成した。

⑵　帳簿作成義務違反（法41）

税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲（法45②）

【要素】税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額」等の額

【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

3　処分の内容

１年１月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　過失による不真正税務書類の作成（法45②）

税理士法人Aの社員税理士であった税理士甲は、税理士法人Aの関与先であるB社及びC社の給与の支払いに係る源泉徴収に当たり、税理士法人Aの使用人であったDが両社の代表者からの依頼に応じて、従たる給与である両社の源泉所得税の税額計算を源泉徴収税額表の甲欄で計算することにより不正に源泉所得税を圧縮していたにもかかわらず、源泉徴収簿等の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、源泉所得税額を圧縮した真正の事実に反する所得税源泉徴収高計算書を作成した。

2　量定の判断要素及び範囲（法45②）

【要素】税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額」等の額

【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

3　処分の内容

１年５月の税理士業務の停止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例について」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　過失による不真正税務書類の作成（法45②）

税理士甲は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の専務取締役から口頭により高額な仕入金額の提示を受けたが、当該仕入金額に係る支払事実等を何ら確認することなく、提示を受けた根拠のない金額を仕入れに計上するなど、関与税理士として相当の注意を怠った結果、所得金額を不正に圧縮した申告書を作成した。

2　量定の判断要素及び範囲（法45②）

【要素】税理士の責任を問い得る「申告漏れ所得金額」等の額

【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例について」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　法33の２により添付する書面への虚偽記載（法46）

税理士甲は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、故意に所得金額を不正に圧縮した申告書を作成しているにもかかわらず、法33の２①の規定による添付書面に、架空の手数料の支払先とされた法人との業務内容を検証し、金額の妥当性について審査した旨の虚偽の記載をした。

税理士法基本通達（添付書面の虚偽記載）

46-1　法第46条に規定する「第33条の２第１項若しくは第２項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき」とは、当該書面に記載された内容の全部又は一部が事実と異なっており、かつ、当該書面を作成した税理士がそのことをあらかじめ知っていたと認められる場合をいうものとする。

2　量定の判断要素及び範囲（法45②）

【要素】虚偽記載した書面の件数、記載した虚偽の程度

【範囲】戒告又は１年以内の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　信用失墜行為（法37：自己脱税）

税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、収入金額や必要経費の一部を除外した総勘定元帳を作成し、当該総勘定元帳に基づき申告書を作成することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。

また、これに伴い自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

⑵　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：自己脱税）

【要素】不正所得金額等の額

【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容

７月の税理士業務の停止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例について」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　信用失墜行為（法37：自己脱税）

・　税理士甲は、自己が実質経営者であるA社の確定申告に当たり、旅費交通費の水増計上などにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。
　また、税理士甲は、自己が代表者であるB社の確定申告に当たり、架空の退職金の計上や業務委託収入を除外することなどにより、不正に所得金額を圧縮して申告した。

・　税理士乙は、自己が実質経営者であるC社の法人税の確定申告に当たり、個人的な旅行費用や自宅で使用する家電製品の購入費用を消耗品費などに科目を仮装するなどして当該法人の経費に付け込むことにより、所得金額を不正に圧縮して申告した。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：自己脱税）

【要素】不正所得金額等の額

【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）
　税理士甲は、自己の相続税の申告に当たり、被相続人A名義の預貯金等を相続財産に含めず、課税価格の申告漏れを生じさせた。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）
【要素】申告漏れ所得金額等の額
【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

3　処分の内容
８月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的行為な自己申告漏れ）
　税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
　また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
　さらに、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

⑵　信用失墜行為（法37：源泉所得税の未納）
　税理士甲は、自己の従業員給与等に係る源泉所得税について、納付義務があることを認識していたにもかかわらず、法定納期限までに納付をせず、源泉所得税の未納を生じさせた。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）
【要素】申告漏れ所得金額等の額
【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

2　処分の内容
７月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的行為な自己申告漏れ）
　税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。
　また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

⑵　信用失墜行為（法37：業務け怠）
　税理士甲は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由もなく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。

⑶　帳簿作成義務違反（法41）
　税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：業務け怠）
【要素】－（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう）
【範囲】戒告又は１年以内の税理士業務の停止

2　処分の内容
１年７月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的行為な自己申告漏れ）

税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、接待交際費を過大に計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

2　量定の判断要素及び範囲（法37：多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

【要素】申告漏れ所得金額等の額

【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

3　処分の内容

６月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的行為な自己申告漏れ）
　税理士法人甲は、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

⑵　信用失墜行為（法37：多額かつ反職業倫理的行為な自己申告漏れ）
　税理士乙及び丙は、自己が社員税理士である税理士法人甲の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

（※令和６年３月31日以前の事例）

2　量定の判断要素及び範囲
【要素】申告漏れ所得金額等の額
【範囲】戒告又は２年以内の税理士業務の停止

3　処分の内容
税理士法人甲：１年７月の税理士業務の停止
税理士乙・丙：１年７月の税理士業務の停止

懲戒処分事例

税理士法

（違法行為等についての処分）

第48条の20　財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは２年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

二（略）

三（略）

四　第１項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第45条又は第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

○　違法行為を行った税理士法人の社員に対する処分

税理士法人については、その業務を行うべきものは、税理士に限られている。したがって、税理士法人が税理士法等に違反する行為を行った場合、当然に、社員たる税理士等に対しても懲戒処分を行うことが相当とされる。

このことから、第４項の規定は、税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき法第45条又は法第46条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うということが明文化されたもの。

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　信用失墜行為（法37：税理士業務を停止されている税理士への名義貸し）
　　税理士甲は、税理士法に基づく懲戒処分により税理士業務の停止となっていたA税理士から依頼を受け、A税理士が当該業務停止期間中に作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

⑵　帳簿作成義務違反（法41）
　　税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲（法37の２：非税理士に対する名義貸し）
【要素】名義貸しを受けた人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額
【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容
２月の税理士業務の停止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例について」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要（信用失墜行為、法37：その他反職業倫理的行為）

⑴　税理士甲は、自己の所得税の確定申告に当たり、源泉徴収義務者でない会社役員等から受領した税理士報酬について10％の源泉徴収がされているとして税額控除を行い、所得税を不正に圧縮するとともに還付金を不正に受領していた。（**不正還付**）

⑵　税理士乙は、関与先である個人10名及び法人10社から預かった税理士報酬に係る源泉所得税を自己の事務所の運営資金に流用していた。（**業務上横領**）

⑶　税理士丙は、税理士資格を有しないAが税務書類の作成を行うことを認識しながら、税理士でないと契約できない申告書の作成が可能なソフトウェアを貸与し、税理士業務を行うことを黙認した。（**ニセ税理士の助長行為**）

2　量定の判断要素及び範囲

【要素】－

【範囲】戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　非税理士に対する名義貸し（法37の２）
　　税理士甲は、税理士法人でないA社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書に署名す「名義貸し」行為を行った。

⑵　帳簿作成義務違反（法41）
　　税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲（法37の２：非税理士に対する名義貸し）
【要素】名義貸しを受けた人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額
【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容
８月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　非税理士に対する名義貸し（法37の２）
　税理士甲は、税理士でないA及びBが、各人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

⑵　帳簿作成義務違反（法41）
　税理士甲は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

2　量定の判断要素及び範囲（法37の２：非税理士に対する名義貸し）
【要素】名義貸しを受けた人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額
【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

3　処分の内容
11月の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP「 税理士が遵守すべき税理士法上の義務等と懲戒処分」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

⑴　非税理士に対する名義貸し（法37の２）

税理士甲は、税理士でないAに依頼され、Aが作成した所得税の確定申告書の下書きを受領した上で、税理士甲が自身のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で電子署名を行い電子申告する「名義貸し」を行った。

2　量定の判断要素及び範囲（法37の２：非税理士に対する名義貸し）

【要素】名義貸しを受けた人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額

【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

〇秘密を守る義務（法38）

税理士甲は、ミスプリントした顧客の総勘定元帳の裏をメモ用紙として使用し、使用済みのものを裁断することなく、一般ごみとしてごみ置き場に出したことにより、顧客の情報を漏洩した。

税理士法（秘密を守る義務）

第38条　税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また、同様とする。

（税理士又は税理士法人の使用人等についても、同様に「守秘義務」が課されている。（法54））

※罰則規定あり（法59③：２年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

2　量定の判断要素及び範囲（法38：秘密を守る義務）

【要素】－

【範囲】２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　使用人に対する監督義務（法41の２）

税理士甲は、関与先である法人３社の法人税の確定申告について、使用人であるAが３社の代表者からの依頼を受け、架空の外注費を計上するなどの脱税に加担し、謝礼を受領していたにもかかわらず、監督を怠り、これを見過ごした。

税理士法（使用人等に対する監督義務）

第41条の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

2　量定の判断要素及び範囲（法41の２）

【要素】－

【範囲】戒告又は１年以内の税理士業務の停止

（出所：国税庁HP 税理士に対する懲戒処分等を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　業務停止処分違反（法46）

税理士甲は、令和〇年〇月20日付で「６月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、当該税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成した。

税理士法（業務の停止）

第43条　税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等事務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

2　量定の判断要素及び範囲（法46：税理士業務の停止の処分を受けその処分に違反して税理士業務を行ったとき）

【要素】－

【範囲】税理士業務の禁止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　税理士法人の運営が著しく不当（法48の20①）

税理士法人甲の社員税理士Aは、関与先であるB社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、代表者からの求めに応じ、課税仕入とならない給与を外注費と仮装することにより、納付税額を不正に圧縮した申告書を作成した。

また、税理士法人甲においては、業務管理のための規定等が作成されていないほか、社員等の業務の遂行状況についてチェックする体制が構築されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部管理体制等が整備されておらず、運営が著しく不当と認められた。

2　量定の判断要素及び範囲（税理士法人甲）

【要素】違反行為を行った社員税理士の量定（複数いる場合は、それぞれの量定を合計した量定）

【範囲】戒告、１年以上の税理士業務の全部若しくは一部の停止又は税理士業務の禁止

（上記事例の範囲は、６月以上２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止）

3　量定の判断要素及び範囲（社員税理士A：法45①）

【要素】税理士の責任を問い得る「不正所得金額」（不正に圧縮した消費税額）等の額

【範囲】６月以上２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

（出所：平成26年５月15日付税理士界第1316号「税理士の懲戒処分に係る非違事例」を基に作成）

懲戒処分事例

1　処分の内容となった行為又は事実の概要

○　税理士法人の社員の競業の禁止（法48の14、法46）
　税理士甲は、税理士法人Aの社員税理士であるにもかかわらず、同税理士法人の業務外で、自宅の事務所において法人６社及び個人11名の申告書の作成を行った。

税理士法（社員の競業禁止）
第48条の14　税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となってはならない。
二（略）

2　量定の判断要素及び範囲（法46：法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき）
【要素】－
【範囲】戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（脱税相談等の禁止）

第36条　税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は、不正に国税又は地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

税理士は、法第１条により、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることが使命とされている。脱税相談等の禁止を規定した第36条の規定は、税理士の使命に照らし当然の規定。

①「**指示をし**」⇒⇒脱税等の内容、方法その可能性を具体的に示唆・教示し、その実行を促すこと
②「**相談に応じ**」⇒質問に対して、具体的に脱税等の内容、方法を示して、その可能性があることを回答すること
③「**これらに類似する行為**」⇒脱税等の内容・方法を示唆して脱税等の実行を企てる意思を抱かせる目的で具体的な見解を表明する行為

<留意点>

①　**すべての租税が対象**となる⇒⇒法2で税理士業務から除かれている印紙税等も対象

②　税理士が脱税等につき指示し、又は相談に応じた事項について、納税者がこれによって脱税等の行為をしたか否かは問わない。現実には脱税等の行為が行われない場合であっても、税理士に対する処罰はあり得る。罰則規定（法58）あり⇒⇒３年以下の懲役又は200万円以下の罰金

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（信用失墜行為の禁止）
第37条　税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

税理士は、納税者の信頼にこたえ、納税義務の適正な実現を図らなければならないとする、公共的使命を有している。したがって、税理士は、職業上はもとより、職業活動以外においても、常に信頼と尊敬を得られるよう努めなければならない。

「信用又は品位を害するような行為」とは、刑法に触れるような行為も含み、税理士としての法律的、社会的地位からして社会通念上、信用又は品位を保持しているとは言いがたい、次の行為等をいう。

①　自己脱税
②　多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ
③　税理士業務を停止されている税理士への名義貸し
④　調査妨害
⑤　業務懈怠
⑥　税理士会の会費の滞納
⑦　その他の反職業倫理的行為（不正還付、業務上横領等）

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（非税理士に対する名義貸しの禁止）
第37条の２　税理士は、第52条又は第53条第１項から第３項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

従前は、法第37条の信用失墜行為の禁止に係る行為として対応していたが、平成26年税理士法改正において、非税理士に対する名義貸しの禁止規定（法37の２）及びその違反に対する罰則規定（法59①二）が新設された。

（税理士業務の制限）
第52条　税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。
（名称の使用制限）
第53条　税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
２　税理士法人でない者は、税理士法人又はこれらに類似する名称を用いてはならない。
３　税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会又は日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

＜留意点＞「書類を作成する」とは？

税理士法基本通達
（税務書類の作成）
２-５　法第２条第１項第２号に規定する「作成する」とは、同号に規定する書類を**自己の判断に基づいて作成する**ことをいい、単なる代書は含まれないものとする。



他人が作成した申告書でも自分がチェックしたのだから、自分が作成したことになる。

第59条　次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
二　第37条の２（第48条の16において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（秘密を守る義務）
第38条　税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

税理士には、正当な理由がなくて、税理士業務に関して、知り得た秘密を他に漏らし、あるいは、自己又は第三者のために利用してはならないという義務が課されており、税理士の義務として最も重要視される。また、この守秘義務が遵守されることによって、社会から信頼される税理士の職業の存立が保証される。

「**他に漏らし**」・・他人に話すような場合のほか、他人が了知し得るような状態に税務書類等を置くことも含まれる。
「**窃用**」・・・・・当該秘密にかかる事項を、本人の承諾を得ずに、自ら又は第三者のために利用すること。

※ 法38に規定する「正当な理由」（基通38-1）
①　依頼者の承諾（許諾）がある場合
②　法令に基づく義務がある場合（裁判所で証人として証言する場合等）

罰則規定あり⇒⇒２年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法59①三）

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

税理士法基本通達（法第38条関係）

（正当な理由）

38-1　法第38条に規定する「正当な理由」とは、本人の承諾又は法令に基づく義務があることをいうものとする。

（税理士業務に関し知り得た秘密）

38-2　法第38条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」とは、税理士業務をおこなうに当たって、依頼人の陳述又は自己の判断によって知り得た事実で、一般に知られていない事項及び当該事実の関係者が他言を禁じた事項をいうものとする。

（窃用）

38-3　法第38条に規定する「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいうものとする。

（使用人である税理士等が所属税理士から知り得た事項）

38-4　規則第１条の２第２項、第６項及び第７項の規定により、使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法第38条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」に含まれることに留意する。

※税理士法施行規則

第１条の２

２　所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第２条第１項又は第２項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人に書面による承諾を得なければならない。

６　所属税理士は、前項の署名を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。

７　所属税理士は、第２項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（会則を守る義務）
第39条　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

税理士制度においては、税理士は税理士登録と同時に税理士会に入会するという「登録即入会制」が採られている。
税理士会は税理士及び税理士法人に対し指導、連絡及び監督する事務を行うことを目的としており、税理士がその使命をよく果たし、義務の遵守と税理士業務の改善進歩に資するための税理士の自治的団体である。
税理士会の構成員であり、また、日本税理士会連合会の間接的構成員である税理士は、自らの自治的団体の会則を守らなければならない立場にある。
なお、法第39条の規定は、税理士法人にも準用されている。（法48の16）

東海税理士会会則
（会則等の遵守）
第42条　会員は、税理士に関する法令、連合会の会則及び本会の会則、規則等を遵守しなければならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（研修）
第39条の２　税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

○ 研修受講義務化の経緯
・　平成13年の改正において、研修受講の努力義務規定（法39の２）を創設
・　平成26年に日本税理士会連合会の「会則」において、研修義務化を規定

※研修義務化の理由
　税理士は、税理士の使命（税理士法第１条）を達成するため、高度な識見と高い倫理観を保持しなければなりません。税理士会会員の研修受講義務化について、平成26年の税理士法改正では見送られましたが、日本税理士会連合会において、国民・納税者の税理士及び税理士制度に対する信頼を確保する観点から、自らを律するため会則・規則等により研修受講が義務化されました。
　（出典：研修諸規則Q＆A 日本税理士会連合会研修部）

○ 東海税理士会会則
（職業倫理）
第40条　会員は、税理士の使命にかんがみ、常に深い教養の保持と高い品性の陶冶に努め、税理士の業務に関連する法令と実務に精通しなければならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

〇 日本税理士会連合会会則

（税理士の研修）

第65条　税理士は、その資質の向上を図るため、本会及び所属する税理士会が行う研修を受けなければならない。（平成26.10.15変更）

２　税理士は、公職に就き業務を停止した場合その他の事由に該当するときは、所属する税理士会に対し、前項の研修の受講について、免除を申請することができる。

〇 東海税理士会会則

（会員の研修）

第58条　税理士会員は、その資質の向上を図るため、本会及び連合会が行う研修を受けなければならない。

２　税理士会員は、公職に就き業務を停止した場合その他の事由に該当するときは、本会に対し、前項の研修の受講について、免除を申請することができる。

〇 東海税理士会研修規則

（研修の受講義務）

第５条　税理士会員は、第２条に規定する研修を、一事業年度に36時間以上受講しなければならない。

②　前項の規定にかかわらず、事業年度の中途において入会した税理士会員が受講しなければならない研修時間は、入会した月の翌月からの月数按分により算定する

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 東海税理士会研修規則

（受講義務の免除）

第６条　税理士会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、本会に対し、一事業年度ごとに受講義務の免除の申請をすることができる。

⑴　負傷又は疾病により療養していること。

⑵　震災、風水害、火災、その他これらに類する災害によること。

⑶　税理士法第43条後段に規定する報酬のある公職に就いていること。

⑷　国会議員又は地方公共団体の議会の議員であること。

⑸　出産、育児、介護その他これらに類する事由によること。

②　本会は、前項の申請に基づき、会長の承認を得て、前条第１項に定める研修の受講義務を免除することができる。

（連合会への報告）

第９条　本会は、税理士会員の一事業年度ごとの受講時間その他の必要な事項を連合会に報告する。

（受講時間の公表）

第10条　本会は、税理士会員の研修の受講時間その他の研修受講義務の履行等に関する情報を公表する。

②　前項に規定する公表は、連合会が行う受講時間等の公表をもってこれに代えるものとする。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（事務所の設置）

第40条　税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第４項において同じ。）を除く。事項及び第３項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

２　税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

３　税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

４　税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

（事務所を設けてはならない者）

施行規則第18条　法第40条第１項に規定する財務省令で定める者は、所属税理士とする。

※　事務所設置規制については、令和４年の改正において、次の見直しが行われた。

①　税理士の業務のICT化や働き方の多様化に対応する観点から、業務の執行場所に関する規制を緩和するため、複数設置が禁止されている「事務所」の該当性判断基準に、応接設備や使用人の有無といったたいった物理的事実を用いないこととする。（基通40-1）

②　税理士から離れた場所における使用人等の業務の適切性確保を図るため運用上の措置を講ずる。（基通41の２-1）

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

※　税理士の事務所

○　税理士法人の社員税理士及び所属税理士については、その所属する事務所又は勤務する事務所が登録地となるため、自己の事務所を設けることはできない。
　税理士法人にあっては、その主たる事務所（本店）を設けなければならないが、従たる事務所（支店）の設置も認められており、複数事務所の設置が可能となっている。

○　税理士及び税理士法人は、納税者の信頼にこたえ、その求めに応じて税理士業務を行うこととなることから、当然に税理士業務を行う自己の事務所所在地を明確にし、委嘱者たる納税者がいつでもその事務所に来所できるよう便宜を図る必要がある。

○　税理士事務所を税理士の業務活動の本拠としてこれを１箇所に限定しているのは、行政庁や税理士会の指導、連絡及び監督の適切な実施や顧客の不測の損害を防止する観点から、法律関係を明確にする上で便宜であることにある（国税庁HP税理士制度のＱ＆Ａより。）。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 税理士法基本通達

（事務所）

40-1　法第40条第１項に規定する「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者に示す連絡先など、外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するものとする。

　この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれることに留意する。

（令和４年改正）

<参考：改正前の40-1（抄）>

40-1　法第40条に規定する「事務所」とは、継続的に税理士業務を執行する場所をいい、継続的に税理士業務を執行する場所であるかどうかは、外部に対する表示の有無、設備の状況、使用人の有無等の客観的事実によって判定するものとする。

東海税理士会会則

（税理士業務を行うための事務所）

第42条の５　会員は、法第40条第１項に規定する事務所を設けるに当たっては、客観的に税理士業務の本拠であるかどうか判断できるよう、当該事務所の所在地及び外部に対する表示を適切なものにしなければならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 税理士法基本通達

（二ヵ所事務所の禁止）

40-２　法第40条第3項の「税理士事務所を二以上設けて」いる場合とは、例えば、自宅以外の場所に税理士事務所を設け、40-1の「外部に対する表示」をしている状態で、自宅においても40-1の「外部に対する表示」をして税理士業務を行っている場合などをいう。したがって、自宅等の税理士事務所以外の場所で税理士業務を行っていても、その場所に40-１の「外部に対する表示」に係る客観的な事実がなく、法第40条第１項に規定する「税理士業務を行うための事務所」と判定される状態でない場合には、税理士事務所を二以上設けている場合には該当しない。（令和４年改正で新設）

<参考：日本税理士会連合会：税理士事務所FAQ（令和５年３月）から抜粋>

自宅等の表札や郵便受けへの「税理士〇〇〇〇（氏名）」等の表示は、その表札等が常識的な大きさのものであっても、外部に対する表示になります。

ただし、郵便物等が安全に配達される必要性から、表札等への必要最低限の表示は認められ、個人税理士の場合は「氏名又は名字」、「〇〇〇〇（氏名）事務所」という表札や郵便受けの表示は外部に対する表示に該当しないものとして取り扱われます。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 税理士法基本通達

（税理士である公認会計士の公認会計士事務所）

40-３　税理士である公認会計士が、税理士事務所のほかに公認会計士としての事務所を有する場合、その事務所が外部に対する表示に係る客観的事実によって税理士事務所であると認められるときは、法第40条第３項に規定に抵触するものとして取り扱うこととする。

（使用人に対する監督義務）

41の２-1　税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

⑴　使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打ち合わせに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

⑵　使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（帳簿作成の義務）

第41条　税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

２　前項の帳簿は、閉鎖後５年間保存しなければならない。

３　税理士は、財務省令で定めるところにより、第１項の帳簿を電磁的記録をもって作成することができる。

○ 帳簿作成の必要性

「税理士が、その後における事案の推移に応じ、事案の全貌と経緯をたえず把握するのに必要であるだけでなく、税務折衝の段階における納税者の手数も省けるし、また、税務官公署等の監督上も必要である。」（税制調査会「税理士制度に関する答申）

○ 日本税理士会連合会会則

（帳簿作成の義務）

第64条　税理士及び税理士法人は、税理士業務に関して、帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

２　前項の帳簿は、閉鎖後５年間保存しなければならない。

３　第１項に規定する帳簿の標準様式（記載事項を含む。）は、常務理事会で定める。

４　第１項の帳簿は磁気ディスクをもって調製することができる。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

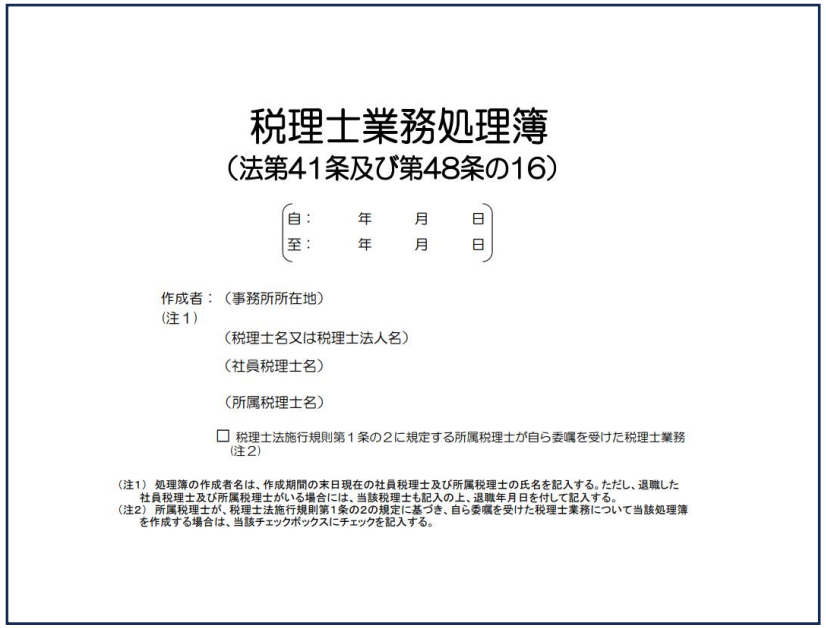
○ 東海税理士会会則

（帳簿作成の義務）

第43条　会員は、委嘱された税理士業務に関し、連合会の定めるところにより帳簿を作成し、記載しなければならない。

○ 日税連標準様式

（記載例）



税理士業務処理簿

（法第41条及び第48条の16）

自：　年　月　日
至：　年　月　日

作成者：（事務所所在地）
（注1）

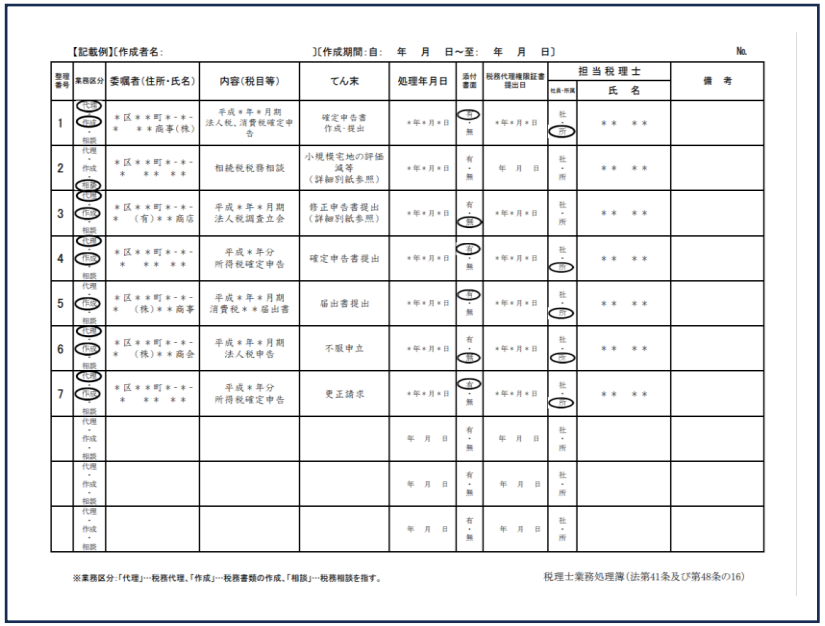
（税理士名又は税理士法人名）

（社員税理士名）

（所属税理士名）

☐ 税理士法施行規則第１条の２に規定する所属税理士が自ら委嘱を受けた税理士業務（注２）

（注1）処理簿の作成者名は、作成期間の末日現在の社員税理士及び所属税理士の氏名を記入する。ただし、退職した社員税理士及び所属税理士がいる場合には、当該税理士も記入の上、退職年月日を付して記入する。
（注2）所属税理士が、税理士法施行規則第１条の２の規定に基づき、自ら委嘱を受けた税理士業務について当該処理簿を作成する場合は、当該チェックボックスにチェックを記入する。



【記載例】【作成者名：　　】【作成期間：自：　年　月　日～至：　年　月　日】　No.

整理番号	業務区分	委嘱者（住所・氏名）	内容（税目等）	てん末	処理年月日	添付書面	税務代理権限証書提出日	担当税理士		備考
								社員・所属	氏名	
1	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　＊＊＊商事（株）	平成＊年＊月期法人税、消費税確定申告	確定申告書作成・提出	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
2	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　＊＊　＊＊	相続税税務相談	小規模宅地の評価減等（詳細別紙参照）	＊年＊月＊日	有・無	年　月　日	社・所	＊＊　＊＊	
3	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　（有）＊＊商店	平成＊年＊月期法人税調査立会	修正申告書提出（詳細別紙参照）	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
4	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　＊＊　＊＊	平成＊年分所得税確定申告	確定申告書提出	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
5	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　（株）＊＊商事	平成＊年＊月期消費税＊＊届出書	届出書提出	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
6	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　（株）＊＊商会	平成＊年＊月期法人税申告	不服申立	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
7	代理・作成・相談	＊区＊＊町＊-＊-＊　＊＊　＊＊	平成＊年分所得税確定申告	更正請求	＊年＊月＊日	有・無	＊年＊月＊日	社・所	＊＊　＊＊	
	代理・作成・相談				年　月　日	有・無	年　月　日	社・所		
	代理・作成・相談				年　月　日	有・無	年　月　日	社・所		
	代理・作成・相談				年　月　日	有・無	年　月　日	社・所		

※業務区分：「代理」…税務代理、「作成」…税務書類の作成、「相談」…税務相談を指す。

税理士業務処理簿（法第41条及び第48条の16）

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（使用人に対する監督義務）

第41条の２　税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行にかけるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

・　税理士は、公共性の高い税理士業務を独占業務として行うのであるから、いやしくも使用人の行為を通じて納税者の信頼を損なうようなことがあってはならない。
・　法第41条の２の規定は、納税義務者の信頼を得て税理士制度の健全な発達を図っていくためには、税理士の使用人に対する監督義務を税理士法において明示することにより、税理士の自覚をさらに促すという趣旨から規定されたものである。
・　「使用人その他の従業者（使用人等）」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用関係に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配監督権が及ぶすべての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従業者も含まれる。
・　税理士の使用人に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人に対する監督方法として、対面による監督ができない場合であっても、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することになる。
・　第41条の２の規定は、税理士法人にも準用されている。（法48の16）

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 税理士法基本通達

（使用人に対する監督義務）

41の２-1　税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはない。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断することに留意する。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法がある。

⑴　使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打ち合わせに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法

⑵　使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

○ 東海税理士会会則

（使用人等の監督）

第44条　（第６条第２項第３号に規定する税理士会員を除く。）は、税理士の業務に係る使用人その他の従業者（この賞において「使用人」という。）が税理士に関する法令に違反する行為を行わないよう、連合会の会則及び本会の会則、規則等の規定に基づき、監督しなければならない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（助言義務）

第41条の３　税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

○　助言義務の趣旨

委嘱者が二重帳簿の作成や仮名取引等の不正行為を行っている事実を税理士が知ったときは、税理士をして「是正助言」をならしめることにより、適正な納税義務の実現を図ろうとするもの。

○　税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が次に掲げるようなことを行っている事実を知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

①　不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れていること。
②　不正に国税若しくは地方税の還付を受けていること。
③　国税若しくは地方税の課税標準等の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装していること。

○　税理士が、納税者の不正行為等の事実を知って、これを是正するよう助言した場合は、その助言したてん末を「業務処理簿」等に記載し、保存する必要がある。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（業務の制限）

第42条　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りではない。

○　業務制限の趣旨

税務官公署出身の税理士が退職時の地位や縁故を利用して、不当に税理士業務の拡張を図ることがあった場合には、税理士業界における秩序に混乱を招くことが懸念されることや在職中における公務の執行がたとえ公正に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑を持たれる可能性もあることから、国税又は地方税に関する事務に従事していた者が、退職して税理士になったものについて、自己が関与していた事案について一定期間税理士業務を行うことを禁止した規定である。

○　税理士法人の社員税理士

税理士法人には業務制限規定が設けられていないが、税理士法人の社員税理士又は所属税理士は、この規定に抵触する事件については、その使用者である税理士法人が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできない。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

○ 税理士法基本通達

（職の所掌）

42-1　法第42条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令又は地方公共団体の条例等の定めるところによるものとする。

（注）分掌すべき事務が、訓令等により定められている場合は、当該訓令等によるものとする。

（所掌に属すべき）

42-2　法第42条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となった者の離職前１年以内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいう。

（事件）

42-3　法第42条に規定する「事件」とは、法第２条に規定する租税の課税標準等の調査（反則事件の調査及び処分並びに不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。

（社員税理士等に対する業務の制限）

42-5　社員税理士又は所属税理士は、法第42条の規定に抵触する事件については、その使用者である税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務

（業務の停止）

第43条　税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

1　他の職業専門家として懲戒処分を受けた場合の業務の禁止

税理士の中には、弁護士や公認会計士等他の職業専門家である者も多く、そのような者が他の職業専門家としての法令の規定により、懲戒処分を受けることがある。そうした場合には税理士として納税義務者の信頼を損なうほか、税理士としての信用、品位を害することとなるので、そのような者が引き続き税理士業務を行うことは適当でないことから設けられた規定である。

法第43条の規定に違反した場合は、税理士法による一般の懲戒処分のほか１年以下の懲役又は100万円以下の罰金という刑事罰を課することとしている。（法46、法60二）

2　報酬のある公職についた場合の業務の禁止

税理士が報酬のある公職についた場合は、その職務に専念しなければならず、引き続き税理士業務を行わせることは適当でないことから、その職にある間は税理士業務を行ってはならないこととされている。（国会議員や地方公共団体の議会の議員、非常勤の職その他国税又は地方税の賦課又は徴収に関する職以外の職であって法令の規定により兼業が禁止されていない職は除かれる。）